

都市再生特別措置法の一部を改正する法律要綱

(傍線部分は、今回施行期日を定める分)

第一 特定都市再生緊急整備地域の定義

この法律において「特定都市再生緊急整備地域」とは、都市再生緊急整備地域のうち、都市開発事業等の円滑かつ迅速な施行を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進することが都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域として政令で定める地域をいうものとする。こと。

(第二条関係)

第二 都市再生基本方針に定める事項の見直し等

都市再生基本方針に定める事項として特定都市再生緊急整備地域を指定する政令の立案に関する基準を追加する等、特定都市再生緊急整備地域の創設に伴い必要となる規定の整備を行うものとする。こと。

(第四条、第五条、第十四条及び第十五条関係)

第三 産業の国際競争力の強化に関する施策との有機的な連携

国及び関係地方公共団体は、特定都市再生緊急整備地域における都市の国際競争力の強化を図るために必要な施策を、産業の国際競争力の強化に関する施策との有機的な連携を図りつつ総合的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。こと。

(第十八条の二関係)

第四 都市再生緊急整備協議会制度の見直し

一 都市再生緊急整備協議会（以下「協議会」という。）が行う事項として、特定都市再生緊急整備地域における整備計画の作成及び当該整備計画の実施に係る連絡調整を追加するものとする。

二 国の関係行政機関の長のうち本部長及びその委嘱を受けたもの並びに関係地方公共団体の長（以下「国の関係行政機関等の長」という。）は、必要と認めるときは、協議して、協議会に、都市再生緊急整備地域において都市開発事業を施行する民間事業者又は公共公益施設を整備し、若しくは管理する者を加えることができるものとする。

三 都市再生緊急整備地域において一定の都市開発事業を施行する民間事業者は、協議会が組織されていないときは、本部長及び関係地方公共団体の長に対して、協議会を組織するよう要請することができることとし、本部長及び関係地方公共団体の長は、正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならないものとする。

四 協議会の構成員でない三の民間事業者は、協議会を組織する国の関係行政機関等の長に対し、自己を協議会の構成員として加えることを申し出ることができることとし、国の関係行政機関等の長は、正当

な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならぬものとする。

(第十九条関係)

第五 特定都市再生緊急整備地域に係る整備計画の作成等

- 一 特定都市再生緊急整備地域が指定されている都市再生緊急整備地域に係る協議会は、地域整備方針に基づき、特定都市再生緊急整備地域について、都市の国際競争力の強化を図るために必要な都市開発事業及びその施行に関連して必要となる公共公益施設の整備等に関する計画（以下「整備計画」という。）を作成することができるものとする。

二 整備計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 1 都市開発事業及びその施行に関連して必要となる公共公益施設の整備等を通じた都市の国際競争力の強化に関する基本的な方針

- 2 都市の国際競争力の強化を図るために必要な次に掲げる事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項

イ 都市開発事業

- ロ イに掲げる事業の施行に関連して必要となる公共公益施設の整備に関する事業

3 2イ又はロに掲げる事業により整備された公共公益施設の適切な管理のために必要な事項

4 1から3までのほか、都市の国際競争力の強化のために必要な都市開発事業及びその施行に関連して必要となる公共公益施設の整備の推進に関し必要な事項

三 整備計画は、国の関係行政機関等の長及び2イ又はロの事業の実施主体として記載された者の全員の合意により作成するものとする。

四 協議会は、整備計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないものとする。

五 整備計画の作成に関する規定は、整備計画の変更について準用するものとする。

六 整備計画に記載された事業の実施主体は、当該整備計画に従い、事業を実施しなければならないものとする。 (第十九条の二第一項から第三項まで、第十項及び第十一項並びに第十九条の三関係)

第六 整備計画に従った都市計画の案の作成等

一 協議会は、都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に関する事項であつて、都市開発事業等の実施のために必要なものがあるときは、あらかじめ、当該都市計画に係る都市計画決定権者に協議し、

その同意を得て、当該事項及び当該都市計画の案を都道府県都市計画審議会等に付議する期限を整備計

画に記載することができるとし、併せて、当該都市計画に係る都市施設に関する都市計画事業又は当該都市計画に係る市街地開発事業の施行予定者及び施行予定者である期間として都市計画に定めるべき事項を記載することができるとすること。
(第十九条の二第四項から第七項まで関係)

二 都市計画決定権者は、整備計画に従って都市計画の案を作成して、一の期限内に都道府県都市計画審議会等に付議するものとともに、都市計画に定められた施行予定者は、施行予定者である期間内に都市計画事業の認可等の申請を行わなければならないものとする事。

(第十九条の四から第十九条の六まで関係)

第七 公共下水道の排水施設からの下水の取水の許可等

一 協議会は、下水を熱源とする熱を利用するための設備を有する熱供給施設等の整備及び管理に関する事業で二の許可に係るものに関する事項について、あらかじめ、公共下水道管理者に協議し、その同意を得て、整備計画に記載することができるとすること。
(第十九条の二第八項及び第九項関係)

二 一の事業を実施する者は、公共下水道管理者の許可を受けて、公共下水道の排水施設に当該排水施設と一の設備とを接続する設備を設け、当該排水施設から下水を取水し、及び当該排水施設に当該下水を

流入させることができるものとする。

(第十九条の七関係)

第八 都市開発事業等に係る許認可等の特例

一 開発許可の特例

協議会は、整備計画に開発行為に関する事項を記載しようとするときは、あらかじめ、開発行為の許可の権限を有する者に協議し、その同意を得ることができるとし、当該同意を得た事項が記載された整備計画が公表されたときは、当該公表の日当該事項に係る事業の実施主体に対する開発行為の許可があつたものとみなすものとする。

(第十九条の八関係)

二 土地区画整理事業の認可の特例

協議会は、整備計画に土地区画整理事業に関する事項を記載しようとするときは、あらかじめ、土地区画整理事業の個人施行の認可の権限を有する者に協議し、その同意を得ることができるとし、当該同意を得た事項が記載された整備計画が公表されたときは、当該公表の日当該事項に係る事業の実施主体に対する土地区画整理事業の個人施行の認可があつたものとみなすものとする。

(第十九条の九関係)

三 都市再生事業に係る認定の特例

協議会は、整備計画に都市再生事業に関する事項を記載しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得ることができるとし、当該同意を得た事項が記載された整備計画が公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る事業の実施主体に対する都市再生事業に係る認定があったものとみなすものとする。

(第十九条の十関係)

四 市街地再開発事業の認可の特例

協議会は、整備計画に第一種市街地再開発事業に関する事項を記載しようとするときは、あらかじめ、第一種市街地再開発事業の個人施行の認可の権限を有する者に協議し、その同意を得ることができるとし、当該同意を得た事項が記載された整備計画が公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る事業の実施主体に対する市街地再開発事業の個人施行の認可があったものとみなすものとする。

(第十九条の十一関係)

第九 都市計画の変更の特例等

一 整備計画の内容を實現する上で支障となる都市計画が定められている場合において、整備計画が作成

されたことにより都市計画を変更する必要がある場合、都市計画を変更する必要がある場合の例示として追加するものとする。

二 都市計画決定権者は、都市計画の策定の過程において、整備計画が円滑に実施されるよう配慮するものとする。

(第十九条の十二関係)

第十 民間都市再生事業計画の認定に関する処理期間の特例

国土交通大臣は、民間都市再生事業計画の認定の申請に係る都市再生事業の事業区域の全部が特定都市再生緊急整備地域内にあるときは、当該申請を受理した日から四十五日以内において速やかに、認定に関する処分を行わなければならないものとする。

(第二十二条関係)

第十一 都市再生事業等の推進

一 国土交通大臣の認定に係る都市再生事業及び都市再生整備事業の施行に要する費用の一部について、資金の貸付けによる支援を行うことができるものとする。

(第二十九条及び第七十一条関係)

二 都市再生事業及び都市再生整備事業に係る資金の貸付け及び社債取得についての経理は、その他の経理と区分して特別の勘定を設けて整理しなければならないものとする。

(第七十九条関係)

三 政府は、法人に対する財政援助の制限に関する法律の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、都市再生事業及び都市再生整備事業に係る資金の貸付け及び社債取得に要する資金の財源に充てるための借入金又は債券に係る債務について、保証契約をすることができるとすること。

(第八十条関係)

第十二 道路の上空又は路面下における建築物等の建築又は建設

一 都市再生特別地区の計画事項の追加

1 都市再生特別地区に関する都市計画には、特定都市再生緊急整備地域内において都市の国際競争力の強化を図るため、都市計画施設である道路の上空又は路面下において建築物等の建築又は建設を行うことが適切であると認められるときは、当該都市計画施設である道路の区域のうち、建築物等の敷地として併せて利用すべき区域（以下「重複利用区域」という。）を定めることができるものとし、この場合においては、当該重複利用区域内における建築物等の建築又は建設の限界であつて空間又は地下について上下の範囲を定めるものを定めなければならないものとする。

2 都市計画決定権者は、建築物等の建築又は建設の限界を定めようとするときは、あらかじめ、1の

都市計画施設である道路の管理者又は管理者となるべき者に協議しなければならないものとする事。

(第三十六条の二関係)

二 道路内の建築制限の特例等

1 都市再生特別地区の区域のうち重複利用区域として定められている区域内の道路（以下「特定都市道路」という。）については、建築物の敷地が接していなければならない道路等として取り扱わないものとする事。

2 特定都市道路の上空又は路面下に設ける建築物のうち、当該特定都市道路に係る都市再生特別地区に関する都市計画の内容に適合し、かつ、一定の基準に適合するものであつて特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、道路内の建築制限に係る規制を適用しないものとする事。

(第三十六条の三から第三十六条の五まで関係)

第十三 道路の占用の許可基準の特例

一 市町村は、都市の再生に貢献し、道路の通行者等の利便の増進に資する施設等の設置であつて道路の占用の許可に係るものに関する事項について、あらかじめ、道路管理者及び都道府県公安委員会に協議

し、その同意を得て、都市再生整備計画に記載することができるものとする。

(第四十六条第十項及び第十一項関係)

二 都市再生整備計画の区域内の道路の道路管理者は、都市再生整備計画に記載された一の事項に係る施設等の道路の占用について、道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであるとの基準にかかわらず、道路の占用の許可を与えることができるものとする。

(第六十二条関係)

第十四 都市利便増進協定制度の創設

一 市町村は、都市再生整備計画の区域のうち、広場、街灯、並木等の都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設等（以下「都市利便増進施設」という。）の配置及び利用の状況等からみて、土地の所有者等若しくは建築物の所有者等又は都市再生整備推進法人による都市利便増進施設の一体的な整備又は管理が必要となると認められる区域及び都市利便増進施設の一体的な整備又は管理に関する事項について、都市再生整備計画に記載することができるものとする。

(第四十六条第十三項関係)

二 都市利便増進協定の締結等

1 一の区域内の一団の土地の所有者等若しくは建築物の所有者（以下「土地所有者等」という。）又

は都市再生整備推進法人は、都市利便増進施設の一体的な整備又は管理に関する協定（以下「都市利便増進協定」という。）を締結し、市町村長の認定を申請することができるものとする。

2 都市再生整備推進法人が認定都市利便増進協定に基づき管理する樹木又は樹木の集団で都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律による保存樹又は保存樹林として指定されたものについては、都市再生整備推進法人に保存義務を課すものとする。

3 国及び地方公共団体は、都市利便増進協定を締結し、又は締結しようとする土地所有者等に対し、都市利便増進協定の締結及び円滑な実施に関し必要な情報の提供、指導、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

（第七十二条の三から第七十二条の九まで関係）

第十五 市町村都市再生整備協議会制度の見直し

市町村等は、必要があると認めるときは、協議して、市町村都市再生整備協議会に、都市再生整備計画区域内において公共公益施設の整備若しくは管理を行い、又は都市開発事業を施行する民間事業者を加えることができるものとする。

（第四十六条の二関係）

第十六 都市再生整備推進法人による都市再生整備計画の作成等の提案制度の創設

一 都市再生整備推進法人は、市町村に対し、その業務を行うために必要な都市再生整備計画の作成又は変更をすることを提案することができるものとする。

二 市町村は、都市再生整備計画提案が行われたときは、遅滞なく、都市再生整備計画提案を踏まえた都市再生整備計画の作成又は変更をする必要があるかどうかを判断し、当該都市再生整備計画の作成又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならないものとし、作成又は変更をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該都市再生整備計画提案をした都市再生整備推進法人に通知しなければならないものとする。

(第四十六条の三から第四十六条の五まで関係)

第十七 都市再生整備推進法人制度の拡充

まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社であつて一定の要件に該当するものを都市再生整備推進法人の指定の対象として追加するものとともに、都市再生整備推進法人が業務を行うことができる区域を都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域とするものとする。

(第七十三条及び第七十四条関係)

第十八 民間都市再生事業計画の認定の申請期限の延長

民間都市再生事業計画の認定を申請する期限を平成二十九年三月三十一日とするものとする。

(附則第三条関係)

第十九 その他所要の改正を行うものとする。

第二十 附則

一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、都市再生整備計画等に係る改正規定については、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 所要の経過措置等を定めるものとする。

(附則第二条から第六条まで関係)

三 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、改正後の都市再生特別措置法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(附則第七条関係)

四 関係法律について所要の改正等を行うものとする。

(附則第八条から第十三条まで関係)